

広島県告示第八百四十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

令和六年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

域

平成十六年広島県告示第千三百三十五号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区

一 海岸名

広島港海岸

二 地区海岸名

宇品西地区海岸

三 地先海岸名

宇品、元宇品地先海岸